

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、第一条第二号イの改正規定及び同号ロの改正規定（「第二条」を「第二条第一項」に改める部分に限る。）は、令和五年三月三十一日から適用する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 総エクスポージャーの額 次に掲げる額をいう。</p> <p>イ 銀行持株会社にあつては、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）<u>第二</u>条第一項の算式の分母に相当する額</p> <p>ロ 銀行にあつては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）<u>以下「銀行レバレッジ比率告示」という。</u>）<u>第二</u>条第一項の算式の分母に相当する額</p> <p>ハ 「略」</p> <p>【三〇十 略】</p> <p>十一 最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 銀行持株会社にあつては、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）<u>第二</u>条の算式の分母に相当する額</p> <p>ロ 銀行にあつては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）<u>第二</u>条の算式の分母に相当する額</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>【三〇十 同上】</p> <p>十一 最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率とする。</p>

〔十二〕十四 略〕

(外部TLAC比率の計算方法)

第二条 「略」

2 国内処理対象銀行は、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、外部TLAC比率の算出に当たり、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を前項各号の分子に加えることができる。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

3 「略」

4 第二項の規定を適用した場合において、総所要内部TLAC額が、国内処理対象銀行のリスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率を乗じて得た額から、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を控除した額を上回るときは、第一項第一号中「最低所要リスク・アセットベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額に、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を加えて得た額をリスク・アセットの額で除して得た比率」とし、総所要内部TLAC額が、国内処理対

〔十二〕十四 同上〕

(外部TLAC比率の計算方法)

第二条 「同上」

2 国内処理対象銀行は、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、外部TLAC比率の算出に当たり、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を前項各号の分子に加えることができる。

一 最低所要リスク・アセットベースTLAC比率が十六パーセントである場合（第五条において「TLAC段階適用の場合」という。） リスク・アセットの額に二・五パーセントを乗じて得た額

二 最低所要リスク・アセットベースTLAC比率が十八パーセントである場合（第五条において「TLAC完全適用の場合」という。） リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額

3 「同上」

4 第二項の規定を適用した場合において、総所要内部TLAC額が、国内処理対象銀行のリスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率を乗じて得た額から、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を上回るときは、第一項第一号中「最低所要リスク・アセットベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額に、次項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額をリスク・アセットの額で除して得た比率」とし、総所要内部TLAC額が、国内処理対

象銀行の総エクスポージャーの額に最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率を乗じて得た額から、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を控除した額を上回るときは、同項第二号中「最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額に、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を加えて得た額を総エクスポージャーの額で除して得た比率」とする。

5 「略」

(最低所要内部TLAC額の計算方法)

第五条 海外営業拠点を有する銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて、当該銀行が国内処理対象銀行である場合におけるその主要子会社グループに係る内部総損失吸収力及び資本再構築力(以下「内部TLAC額」という。)は、各主要子会社につき、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額(国際統一基準行に該当しない主要子会社にあつては、第一号に掲げる算式により算出された額。以下「最低所要内部TLAC額」という。)以上とする。

【一・二 略】

(注)

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合には8パーセント、国内基準行の場合には4パーセント  
Pは、2.25

象銀行の総エクスポージャーの額に最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率を乗じて得た額から、第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を上回るときは、第一項第二号中「最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額に、次項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額を総エクスポージャーの額で除して得た比率」とする。

5 「同上」

(最低所要内部TLAC額の計算方法)

第五条 「同上」

【一・二 同上】

(注)

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合には8パーセント、国内基準行の場合には4パーセント  
Pは、TLAC段階適用の場合には2、TLAC完全適用の場合には2.25

Lは、3パーセント  
ただし、この算式中の「L×P」については、銀行レバレッジ比率告示第七條第六項の規定の適用があるときは、7.1パーセントとする。

2 前項の規定にかかわらず、主要子会社の親法人等である国内処理対象銀行が、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額（国際統一基準行に該当しない主要子会社にあつては、第一号に掲げる算式により算出された額）を最低所要内部TLAC額とすることができる。

【1・11 略】

(注)

Qは、18パーセント

Rは、3.5パーセント

Lは、3パーセント

Pは、2.25

ただし、この算式中の「L×P」については、銀行レバレッジ比率告示第七條第六項の規定の適用があるときは、7.1パーセントとする。

附 則

Lは、3パーセント  
ただし、この算式中の「L×P」については、第一條第十  
一號ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、当該比率をもってこれに代えることとする

2 【同上】

【1・11 同上】

(注)

Qは、TLAC段階適用の場合には16パーセント、TLAC完全適用の場合には18パーセント

Rは、TLAC段階適用の場合には2.5パーセント、TLAC完全適用の場合には3.5パーセント

Lは、3パーセント

Pは、TLAC段階適用の場合には2、TLAC完全適用の場合には2.25

ただし、この算式中の「L×P」については、第一條第十  
一號ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、当該比率をもってこれに代えることとする

附 則

(内部TLACの控除額に関する経過措置)  
 第七条 適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第

七条第一項の規定にかかわらず、主要子会社に係る内部TLAC額は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該主要子会社に係る国内処理対象銀行に対する貸付金その他当該主要子会社の実質破綻認定時における総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するものの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、同項各号に掲げる額の合計額から控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいうものとする。

令和二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔略〕
令和三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔略〕
令和四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔略〕
令和五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔略〕
令和六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔略〕
令和七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔略〕
令和八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔略〕

(内部TLACの控除額に関する経過措置)  
 第七条 〔同上〕

平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔同上〕
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔同上〕
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔同上〕
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔同上〕
平成三十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔同上〕
平成三十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔同上〕
平成三十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	令和九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	「略」
	令和十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	「略」
	平成三十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	「同上」
	平成四十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	「同上」

別表を次のように改める。

別表

—	第一欄 (国内処理対象銀行)
—	第二欄 (国内処理対象銀行グループ)
—	第三欄 (最低所要リスク・アセットベースTLAC比率)
—	第四欄 (最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率)
—	第五欄 (主要子会社)
—	第六欄 (主要子会社グループ)
—	第七欄 (内部TLAC水準調整係数)
—	第八欄 (構造劣後性)